

**物 価 高 騰 に 対 す る
支 援 事 業 の 内 容
(令和7年度:9月議会追加分)**

令和7年9月11日現在

穴 栗 市

医療・福祉施設等支援

支援策の名称	高齢者施設等における物価高騰対策一時支援金																																						
支援の概要	物価高騰が続く中、介護サービス等を提供する入所・通所・訪問事業者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。																																						
対象者となる施設・事業所	令和7年4月1日現在においてサービスを提供しており、10月1日現在においてもサービス提供をしている市内に所在する以下の施設・事業所 (1) 入所系 ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 養護老人ホーム エ 軽費老人ホーム オ 認知症対応型共同生活介護事業所 カ 小規模多機能型居宅介護事業所（泊まり分） (2) 通所系 ア 通所介護事業所 イ 地域密着型通所介護事業所 ウ 通所リハビリテーション事業所 エ 小規模多機能型居宅介護事業所（通い分） (3) 訪問系 ア 訪問介護 イ 訪問看護 ウ 居宅介護支援																																						
支援の内容	1 交付金額 サービス区分（入所・通所・訪問）及び定員規模に応じ、以下の表に定める額 <table><tr><th rowspan="2">定員規模（名）</th><th colspan="3">単価（円）</th></tr><tr><th>入所系</th><th>通所系</th><th>訪問系</th></tr><tr><td>0-9</td><td>55,000</td><td>10,000</td><td rowspan="10">13,000</td></tr><tr><td>10-19</td><td>165,000</td><td>30,000</td></tr><tr><td>20-29</td><td>275,000</td><td>50,000</td></tr><tr><td>30-39</td><td>385,000</td><td>70,000</td></tr><tr><td>40-49</td><td>495,000</td><td>90,000</td></tr><tr><td>50-59</td><td>605,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>60-69</td><td>715,000</td><td>130,000</td></tr><tr><td>70-79</td><td>825,000</td><td>150,000</td></tr><tr><td>80-89</td><td>935,000</td><td>170,000</td></tr><tr><td>90-99</td><td>1,045,000</td><td>190,000</td></tr></table> 2 留意事項 (1)定員は、令和7年10月1日時点で判断します。 (2)小規模多機能型居宅介護事業所については、泊まりと通いの定員それぞれで算定します。	定員規模（名）	単価（円）			入所系	通所系	訪問系	0-9	55,000	10,000	13,000	10-19	165,000	30,000	20-29	275,000	50,000	30-39	385,000	70,000	40-49	495,000	90,000	50-59	605,000	110,000	60-69	715,000	130,000	70-79	825,000	150,000	80-89	935,000	170,000	90-99	1,045,000	190,000
定員規模（名）	単価（円）																																						
	入所系	通所系	訪問系																																				
0-9	55,000	10,000	13,000																																				
10-19	165,000	30,000																																					
20-29	275,000	50,000																																					
30-39	385,000	70,000																																					
40-49	495,000	90,000																																					
50-59	605,000	110,000																																					
60-69	715,000	130,000																																					
70-79	825,000	150,000																																					
80-89	935,000	170,000																																					
90-99	1,045,000	190,000																																					
手続き	別途お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。																																						
お問い合わせ	健康福祉部 高年福祉課 0790-63-3160																																						

医療・福祉施設等支援

支援策の名称	障がい者支援施設等における物価高騰対策一時支援金																																						
支援の概要	物価高騰が続く中、障がい福祉サービス等を提供する入所・通所・訪問事業者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。																																						
対象者となる施設・事業所	令和7年4月1日現在においてサービスを提供しており、10月1日現在においてもサービス提供をしている市内に所在する以下の施設・事業所 (1) 入所系 ア 共同生活援助事業所 イ 施設入所支援事業所 ウ 障がい者福祉ホーム (2) 通所系 ア 生活介護事業所 イ 就労継続支援事業所（A型） ウ 就労継続支援事業所（B型） エ 児童発達支援事業所 オ 放課後等デイサービス事業所 カ 地域活動支援センター (3) 訪問系 ア 相談支援事業所 イ 居宅介護事業所 ウ 同行援護事業所 エ 重度訪問介護事業所 オ 保育所等訪問支援事業所																																						
支援の内容	1 交付金額 サービス区分（入所・通所・訪問）及び定員規模に応じ、以下の表に定める額 <table><tr><th rowspan="2">定員規模（名）</th><th colspan="3">単価（円）</th></tr><tr><th>入所系</th><th>通所系</th><th>訪問系</th></tr><tr><td>0-9</td><td>45,000</td><td>10,000</td><td rowspan="10">13,000</td></tr><tr><td>10-19</td><td>135,000</td><td>30,000</td></tr><tr><td>20-29</td><td>225,000</td><td>50,000</td></tr><tr><td>30-39</td><td>315,000</td><td>70,000</td></tr><tr><td>40-49</td><td>405,000</td><td>90,000</td></tr><tr><td>50-59</td><td>495,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>60-69</td><td>585,000</td><td>130,000</td></tr><tr><td>70-79</td><td>675,000</td><td>150,000</td></tr><tr><td>80-89</td><td>765,000</td><td>170,000</td></tr><tr><td>90-99</td><td>855,000</td><td>190,000</td></tr></table> 2 留意事項 (1)定員は、令和7年10月1日時点で判断します。	定員規模（名）	単価（円）			入所系	通所系	訪問系	0-9	45,000	10,000	13,000	10-19	135,000	30,000	20-29	225,000	50,000	30-39	315,000	70,000	40-49	405,000	90,000	50-59	495,000	110,000	60-69	585,000	130,000	70-79	675,000	150,000	80-89	765,000	170,000	90-99	855,000	190,000
定員規模（名）	単価（円）																																						
	入所系	通所系	訪問系																																				
0-9	45,000	10,000	13,000																																				
10-19	135,000	30,000																																					
20-29	225,000	50,000																																					
30-39	315,000	70,000																																					
40-49	405,000	90,000																																					
50-59	495,000	110,000																																					
60-69	585,000	130,000																																					
70-79	675,000	150,000																																					
80-89	765,000	170,000																																					
90-99	855,000	190,000																																					
手続き	別途お知らせする期日までに指定の申請書を提出してください。																																						
お問い合わせ	健康福祉部 障がい福祉課 0790-63-3101																																						

保育所・こども園等支援

支援策の名称	教育・保育施設等給食経費負担軽減交付金
支援の概要	市内私立特定教育・保育施設（以下「教育・保育施設等」という。）の給食提供経費の負担を軽減し、保護者が負担する給食費の高騰を防ぐとともに、食の栄養バランスや品質の維持を図ります。
対象者となる施設・事業所	食材費の高騰による保護者負担の給食費の増額を行わずに、これまで通りの水準の給食を提供する教育・保育施設等
支援の内容	予算の範囲内において、次の算式により算出した金額を交付金として交付します。 市立の認定こども園及び保育所4園所の ①（令和7年4月～令和7年9月の1食平均単価－令和3年度同期の1食平均単価）×令和7年4月～令和7年9月の平均入所児童数×令和7年4月～令和7年9月の給食提供日数 ②（令和7年10月～令和8年2月の1食平均単価－令和3年度同期の1食平均単価）×令和7年10月～令和8年3月の平均入所児童数×（令和7年10月～令和8年2月の給食提供日数＋令和8年3月の給食提供見込日数）
手続き	①は令和7年11月7日までに、②は令和8年3月10日までに前記算出に基づく交付金請求書を提出してください。
お問い合わせ	教育部 こども未来課 0790-63-3114